

公立大学法人公立諏訪東京理科大学が徴収する料金の上限額の設定（案）について

公立大学法人が、業務に関して授業料等の料金を徴収するときは、あらかじめその上限を定めて、設立団体となる諏訪広域公立大学事務組合長の認可を受ける必要があり、その認可に先立ち、同組合議会の議決を要する。

〔地方独立行政法人法（抄）〕

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 公立大学法人公立諏訪東京理科大学が徴収する料金の上限額（案）

区 分		単位	上限額	
入学検定料	学部学生	1 件	17,000 円	
	大学院生、編入学、再入学、転学科	1 件	30,000 円	
	研究生、科目等履修生、特別履修学生	1 件	9,800 円	
入学料	学部学生、大学院生、編入学、再入学	1 件	282,000 円	
	研究生	1 件	84,600 円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 件	28,200 円	
授業料	学部学生、大学院生、編入学、再入学、転学科	年額	535,800 円	
	研究生、特別研究学生	月額	29,700 円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 単位	14,800 円	
転学科手数料		1 件	22,000 円	
証明書等交付 手数料	在学生	在学証明書、卒業見込証明書、修了見込証明書、成績証明書、健康診断証明書、仮学生証、その他の証明書	1 通	100 円
		学生証再発行	1 通	2,000 円
	卒業生他	成績証明書、修了証明書、退学証明書、卒業証明書、その他の証明書	1 通	200 円
	欧文証明書	1 通	1,000 円	
手数料	追試験、再試験	1 科目	1,000 円	
施設利用料	セミナーハウス	学生が宿泊の場合	1 泊	700 円
		教職員が宿泊の場合	1 泊	1,000 円
		学外者が宿泊の場合	1 泊	2,000 円
	客員宿舎	1 泊	3,000 円	

※ 上表に定めるもののほか、公立大学法人公立諏訪東京理科大学が料金を徴収する必要がある場合は、実費等を基準に理事長が定める。

※ この料金の上限額は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。